

明建会会則（抜粋）

2017.10.11 改正

2015.05.18 改正

第1条 名 称

本会を「明建会」と称する。

第2条 目 的

本会は以下のことを目的とする。

- 1) 明治大学理工学部建築学科との連携のもとに、建築に関する学術・技術の進歩発展に寄与する。
- 2) 会員相互の親睦を図る。

第3条 事務局

事務局は明治大学理工学部建築学科内に設置する。

第4条 事 業

本会は第2条の目的達成のために、次の事業を行なう。

- 1) 記念事業等の開催
- 2) セミナー等の開催
- 3) 会員の表彰
- 4) 名簿の整理
- 5) ホームページの公開・運用
- 6) その他本会の目的を達成するために必要な事業
上記事業の実施方法については、別途、細則を定める。

第5条 会 員

本会は次の会員をもって構成する。

- 1) 正会員（終身会員）
明治大学工学部建築学科、同大学院工学研究科建築学専攻及び明治大学理工学部建築学科、同大学院理工学研究科建築学専攻、同大学院理工学研究科建築・都市学専攻の卒業生及び修了者。
- 2) 教員会員
明治大学工学部建築学科、明治大学理工学部建築学科教室に、専任として在籍中若しくは在籍した教員。
- 3) 学生会員
明治大学理工学部建築学科及び同大学院理工学研究科建築学専攻、同大学院理工学研究科建築・都市学専攻に在籍する学生。
- 4) 賛助会員
建築に関連した業務に携わり、入会を希望して役員会の承認を得たもの。
- 5) 名誉会員
役員会で推薦され、承認が得られたもの。

第6条 組 織

第1項 役 員

本会には、次の役員を置く。

- 1) 会 長 1名
- 2) 副会長 若干名
- 3) 事務局長 1名
- 4) 副事務局長 1名
- 5) 会 計 2名
- 6) 会計監査 2名
- 7) 代表学年幹事 若干名
- 8) 代表教員幹事 若干名
- 9) 代表学生学年幹事 若干名

(以下略)